

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う施設利用等の留意点について（8月1日以降分）

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、令和2年8月1日以降に係る当館のご利用等については、次のとおりとさせていただきます。

※ 本対応は、見直しを行うことがありますので、予めご了承ください。

【期 間】

令和2年8月1日（土）～8月31日（月）

1 利用可能な催事の要件等（詳しくは、別途お問い合わせください。）

※施設ごとの参加人数（上限）は、別表参照

ア 参加人数が5,000人以下の催事で、

○会議系の利用

参加人数は、スクール形式による定員の半数以下とします。

○展示系の利用

参加人数は、開催時間（設営・撤去は含まない。）の貸出区分ごとに、シアター形式による定員の半数以下とします。

例：多目的展示ホール全面において11時～16時の開催

午前（9時～13時）・午後（13時～17時）の2つの区分で開催

11時～13時で2,750人+13時～16時で2,750人=5,500人

この場合、参加人数（上限）を5,000人とします。

イ 屋外利用の場合は、人と人との距離を十分に確保してください（できるだけ2m）。

ウ 参加人数は、1催事当たりの人数です。

エ 参加人数は、主催者などを含む総人数です。

オ 屋外展示場については、屋内使用施設の人数を適用します。

2 利用にあたっての依頼事項

施設をご利用いただく際は、次の対策を取っていただくなど、感染拡大防止に努めてくださるよう、お願いいたします。

また、「業種別ガイドライン」に基づき、その他の感染防止策についても積極的に取り組んでくださるよう、重ねてお願いいたします。

(1) 感染回避のための環境整備

①入室前の消毒液の手指への塗布

②参加者全員のマスク着用確認（熱中症等の対策が必要な場合を除く）

③参加者間における一定のスペース確保

④扉等の開放による換気の実施（音漏れに留意）

- ⑤混雑時における入場制限
- ⑥参加者に対する検温の実施。発熱・咳などの諸症状がみられる参加者の退室・退館及びその際の払い戻し措置等の規定整備
- ⑦接触確認アプリの活用を促す
- ⑧入退場時、休憩時間や待合場所等を含めた三密（密集・密接・密閉）防止の徹底
- ⑨商談等、距離を確保できずに対面する場において、フェイスシールドを着用、またはビニールカーテンやアクリル板等を設置
- ⑩ 大声での会話・発声・歌唱・声援などを控える

※ 消毒液等、必要な対策用品は、利用者にてご準備ください。

※ 業種別ガイドライン（参考）：

- ・新型コロナウイルス感染症禍におけるMICE開催のためのガイドライン

<https://jp-cma.org/news/5146/>

- ・展示会業界におけるCOVID-19感染拡大予防ガイドライン

<https://www.nittenkyo.ne.jp/>

(2) 感染者発生に備えた連絡体制の確保

感染者が発生した場合に備え、参加者全員の氏名、連絡先を把握する対策の実施

(3) 飲食の提供を行う際の対策

- ①参加者間における一定スペースの確保及びアクリル板等の設置による飛沫感染防止
- ②使い捨ての容器などで個別に提供
- ③提供者のマスク等の着用と手洗い・手指消毒の徹底

(4) 県への事前相談

全国的な移動を伴う催事または参加者が1,000人を超えるような催事の開催を予定する場合には、開催要件等について県に事前相談する必要があります。

詳しくは、県のHPをご覧くださいとともに、当館までお問い合わせください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010a/coronavirus-event.html>

3 適用期間

令和2年8月1日（土）～8月31日（月）

その後の対応については、別途決まり次第、お知らせいたします。

令和2年8月1日

福島県産業交流館